

1 砺波市砺波農村環境改善センター使用料

(単位:円)

区分	現行					
	午前 午前9時～ 正午	午後 午後1時～ 午後5時	昼間 午前9時～ 午後5時	夜間 午後6時～ 午後10時	昼夜間 午後1時～ 午後10時	全日 午前9時～ 午後10時
多目的ホール	5, 660	8, 430	11, 210	11, 210	16, 870	19, 650
農事研修室	720	1, 130	1, 440	1, 750	2, 260	2, 780
生活研修室	1, 440	2, 260	2, 780	3, 390	4, 530	5, 660
研修室	1, 540	2, 370	2, 880	3, 500	4, 630	5, 760
和室	1, 440	2, 260	2, 780	3, 390	4, 530	5, 660
視聴覚室	1, 440	2, 260	2, 780	3, 390	4, 530	5, 660
附属設備	市長が別に定める金額					

備考

- 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該利用の直近の時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 冷暖房を利用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、多目的ホールにおいては550円、それ以外の室においては110円を加算する。



(単位:円)

改正後

区分	午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
多目的ホール	5, 760	8, 590	11, 420	11, 420	17, 180	20, 010
農事研修室	730	1, 150	1, 470	1, 780	2, 300	2, 830
生活研修室	1, 470	2, 300	2, 830	3, 460	4, 610	5, 760
研修室	1, 570	2, 410	2, 930	3, 560	4, 710	5, 870
和室	1, 470	2, 300	2, 830	3, 460	4, 610	5, 760
視聴覚室	1, 470	2, 300	2, 830	3, 460	4, 610	5, 760
附属設備	市長が別に定める金額					

備考

- 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の使用料の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、当該利用の直近の時間帯の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額（前項により算出した額を含む。）に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 冷暖房を利用する場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、多目的ホールにおいては**560円**、それ以外の室においては110円を加算する。

2 砺波市庄川農村環境改善センター使用料

現行

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
農産加工兼調理実習室	1, 230	2, 060	2, 060
和室研修室	930	1, 540	1, 540
会議室	1, 230	2, 060	2, 060
農事研修室	1, 230	2, 060	2, 060
営農相談室	620	1, 030	1, 030
多目的ホール	1, 850	3, 090	3, 090

備考

- 1 営利目的で利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の100を乗じて得た額を加算する。
- 2 冷暖房を利用する場合は、この表に掲げる金額に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）を加算する。



改正後

(単位 円)

区分	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
農産加工兼調理実習室	1, 260	2, 100	2, 100
和室研修室	940	1, 570	1, 570
会議室	1, 260	2, 100	2, 100
農事研修室	1, 260	2, 100	2, 100
営農相談室	630	1, 050	1, 050
多目的ホール	1, 890	3, 140	3, 140